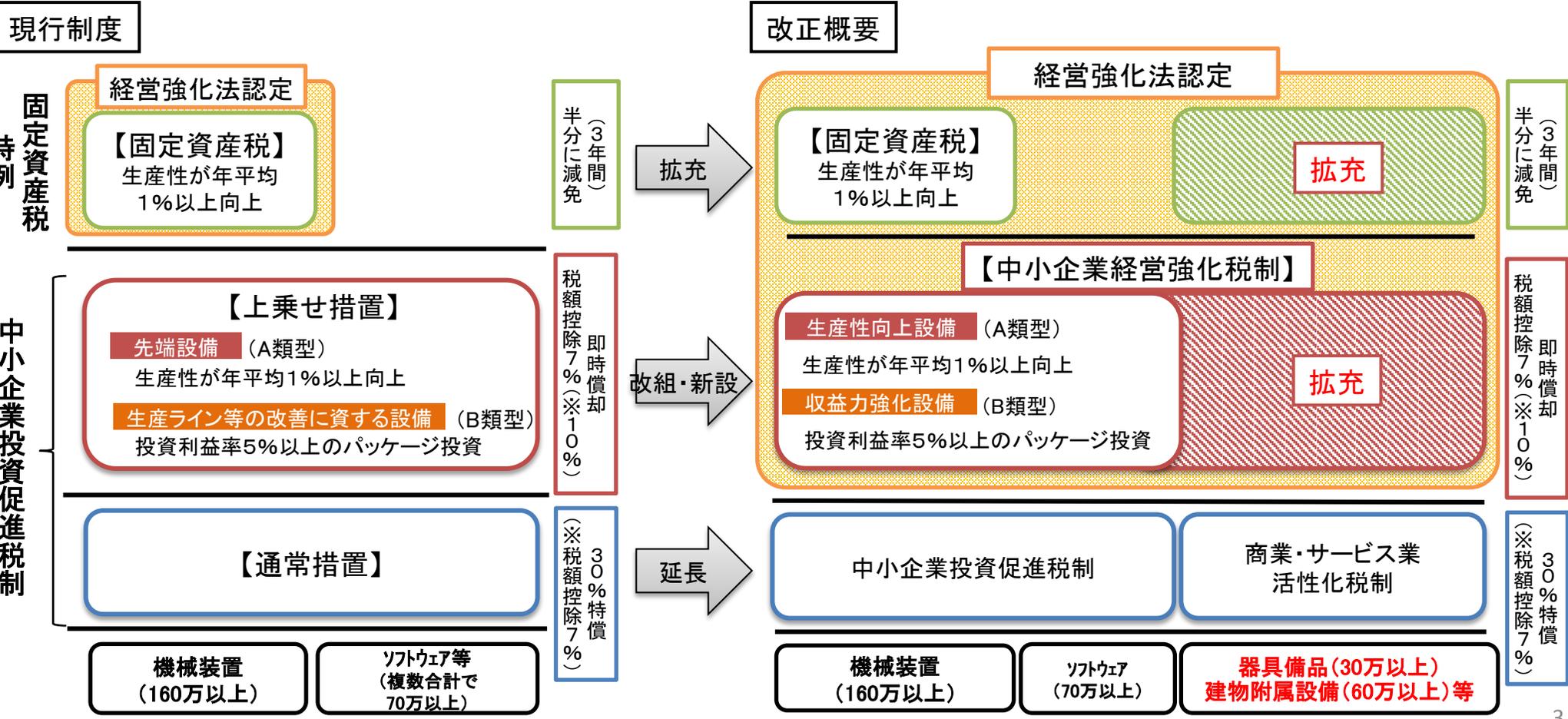


＜主な改正事項＞

1. 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置 (法人税・所得税・法人住民税・事業税・固定資産税) 拡充

○中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置(即時償却等)を改組し、中小企業経営強化税制を創設。対象設備を拡充し、一定の器具備品・建物附属設備を追加(適用期限は2年間)。固定資産税の特例対象設備も、地域業種を限定した上で、同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を強力に後押し。

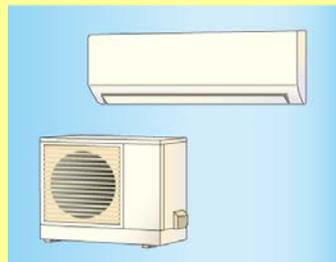
○中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を2年間延長。



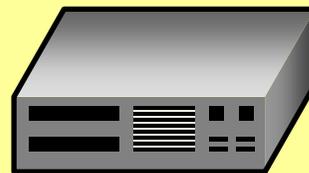
< 器具備品 >



冷蔵陳列棚



ルームエアコン



サーバー



業務用冷蔵庫



介護浴槽



ブレーキ・スピードテスター



介護用アシストスーツ



三次元座標測定機(測定機器)
(寸法をマイクロメートル単位で測定)



理美容機器

< 建物附属設備 >



エレベーター



空調設備



高圧受電設備

1-②中小企業経営強化税制の創設(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

○中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。

○従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組。適用期限は2年間。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	<ul style="list-style-type: none"> ①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備 	<ul style="list-style-type: none"> ①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外。⁷

(参考) 中小企業等経営強化法のスキーム

○人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境は厳しい状況にある。そのため、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援し、経営強化(「稼ぐ力」の強化)を図ることが必要。

①政府による事業分野の特性に応じた指針の策定

国は基本方針に基づき、事業分野ごとに「経営力向上」の方法等を示した事業分野別の指針を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映。

②中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。

経済産業大臣
(基本方針の策定)

主務大臣
(事業分野別指針の策定)

提出先
(例) 経産省：各地方の経済産業局

申請

認定

経営力向上計画

申請事業者

(中小企業・小規模事業者
中堅企業)

【支援措置】(現行)

- 生産性を高めるための機械装置を取得した場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援
- 認定事業者に対する補助金等における優先採択

事業分野別
経営力向上推進機関

普及啓発
人材育成

例

- ・事業者団体
- ・同業者組合 等

申請を
サポート

経営革新等支援機関

例

- ・商工会議所・商工会・中央会
- ・地域金融機関
- ・土業等の専門家

※事業分野別指針が策定されていない分野においては基本方針に基づいて申請が可能。